

令和 7 年第 4 回都城市議会定例会（12 月追加）

（議案第 178 号～第 189 号）



令和 7 年第 4 回都城市議会定例会付議事件名表（12月追加）

種類	番号	件名	頁
議案	178	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案	179	令和 7 年度都城市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案	180	令和 7 年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案	181	令和 7 年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案	182	令和 7 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案	183	令和 7 年度都城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案	184	令和 7 年度都城市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案	185	令和 7 年度都城市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案	186	令和 7 年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案	187	令和 7 年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案	188	令和 7 年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案	189	令和 7 年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）	別冊



議案第 178 号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 11 日提出

都城市長 池田 宜永



都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)</u> とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)</u>」とあるのは、「0号給」とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた</p>

額)

ア・イ (略)

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満  
である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満  
である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満  
である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満  
である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満  
である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満  
である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満  
である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満  
である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満  
である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満  
である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600

円

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

額)

ア・イ (略)

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満  
である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満  
である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満  
である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満  
である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満  
である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満  
である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満  
である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満  
である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満  
である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満  
である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700

円

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
年定員	号給	給料額(円)	給料額(円)						
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,000	
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
年定員	号給	給料額(円)	給料額(円)						
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		

22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500		
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300		
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100		
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700		
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300		
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900		
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500		
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200		
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000		
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400		
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100		
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600		
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000		
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400		
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800		
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600		
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700			
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			

22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			

50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			

50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600				
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000				
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400				
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700				
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200				
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600				
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000				
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300				
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000				
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400				
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800				
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100				
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600				
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000				
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400				
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700				
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					

106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定 年 前 再 任 用 短 時 間	基準給 料月額 (円)								
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間	基準給 料月額 (円)								
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

勤務職員								勤務職員						
------	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--

第6条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める給料の調整額、<u>初任給調整手当</u>、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p><u>第8条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定によ</u></p>

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

る地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年規則第46号）第2条に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関する必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である

あるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

もの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

通機関等が2以上ある場合においては、その合計額) 及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（市長の定める通勤手当にあっては、市長の定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

7 (略)

(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市長の定める通勤手当にあっては、市長の定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

8 (略)

(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

## 第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

## 3～5 (略)

## 第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

## 3～5 (略)

(都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手	3 手当の種類は、 <u>初任給調整手当</u> 、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、

当及び退職手当とする。

期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第3条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規程で定める職員にあっては、規程で定める額）の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を都城市企業職員就業規程（平成29年上下水道事業管理規程第7号。以下「就業規程」という。）第10条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規程で定める額を下回るものには、採用の日から規程で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

（通勤手当）

第7条（略）

第7条（略）

2 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規程で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規程で定める職員を除く。）に対しては、駐車場等に係る通勤手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第11条 第4条第1項の規定に基づく市長が定める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により都城市企業職員就業規程（平成29年上下水道事業管理規程第7号）第11条第1項、第12条及び第

第11条 第4条第1項の規定に基づく市長が定める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により就業規程第11条第1項、第12条及び第13条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しく

13条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。 2・3（略）	は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。 2・3（略）
---	--

（都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第8条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4（略）</p>

第9条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとし、期</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期</p>

末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 (略)

末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 (略)

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td><td>194,500円</td><td>207,400円</td><td>220,000円</td><td>230,000円</td><td>238,200円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	194,500円	207,400円	220,000円	230,000円	238,200円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td><td>206,700円</td><td>219,400円</td><td>232,000円</td><td>242,000円</td><td>249,200円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	206,700円	219,400円	232,000円	242,000円	249,200円
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	194,500円	207,400円	220,000円	230,000円	238,200円																				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	206,700円	219,400円	232,000円	242,000円	249,200円																				

(都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第11条 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第1（第3条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別／額の種別</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般業務に従事する者</td><td>183,500円以上 308,500円以下</td><td>15,190円 以下</td><td>1,166円以上 1,960円以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	183,500円以上 308,500円以下	15,190円 以下	1,166円以上 1,960円以下	<p>別表第1（第3条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別／額の種別</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般業務に従事する者</td><td>195,800円以上 316,800円以下</td><td>15,600円 以下</td><td>1,244円以上 2,013円以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	195,800円以上 316,800円以下	15,600円 以下	1,244円以上 2,013円以下
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額														
一般業務に従事する者	183,500円以上 308,500円以下	15,190円 以下	1,166円以上 1,960円以下														
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額														
一般業務に従事する者	195,800円以上 316,800円以下	15,600円 以下	1,244円以上 2,013円以下														

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第5条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第5条改正後給与条例」という。）第11条及び別表第1、第10条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）及び第11条の規定による改正後の都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定 令和7年4月1日
  - (2) 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職職員給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）、第5条改正後給与条例第18条の3及び第18条の6及び第8条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定 令和7年12月1日  
(給与の内払)
- 3 改正後の特別職職員給与条例、改正後の教育長給与条例、第5条改正後給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員採用条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の都城市特別職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第5条の規定による改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例、第8条の規定による改正前の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第10条の規定による改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第11条の規定による改正前の都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例、改正後の教育長給与条例、第5条改正後給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員採用条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正に関する経過措置)
- 4 施行日において会計年度任用職員であって次の各号のいずれにも該当する任用条件（以下「遡及対象任用条件」という）で任用されているもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する令和7年4月1日から施行日の属する月の末日までの間（以下「特定期間」という。）における勤務に係る給与については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 施行日における任期の定めが3月を超えること
  - (2) 1週間当たりの勤務時間が、15.5時間以上であること
- 5 施行日において遡及対象職員であるものであって、遡及対象任用条件以外の任用条件での任用があるものに対する特定期間における

る勤務（当該任用に係る勤務に限る。）に係る給与については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（委任）

6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



議案第178号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																									
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																									
施行予定日	第1条、第3条、第5条、第8条、第10条及び第11条 公布の日 第2条、第4条、第6条、第7条及び第9条 令和8年4月1日	制定年月	平成18年1月等																							
制定改廃の目的・背景	令和7年度人事院勧告に鑑みて、一般職の職員の給与に関する法律の改正（見込）が行われることに伴い、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員に係る給与について、また、職員の給与に準拠する一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給与について、それぞれ改定するため、所要の改正を行うもの。																									
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 一般職の職員の月例給及び昇給基準の引き上げ</p> <p>(1)初任給を、大卒で12,000円、高卒で12,300円それぞれ引き上げ            大卒 220,000円 ⇒ 232,000円            高卒 188,000円 ⇒ 200,300円</p> <p>(2)月例給を、若年層に重点を置き平均3.3%引き上げ</p> <p>(3)職務や職責をより重視した俸給体系の導入等に伴い、7級相当の職員の標準となる昇給号数を3号給から4号給に引き上げ            改正対象は、都城市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>2 市長、副市長、教育長及び議員の期末手当支給割合の引き上げ            年間0.05月分増額し、年間3.5月分とする。（現行3.45月分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1.725月</td> <td>1.775月</td> </tr> <tr> <td>令和8年度以降</td> <td>1.75月</td> <td>1.75月</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正対象は次の3条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市特別職の職員の給与に関する条例</li> <li>・都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</li> <li>・都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例</li> </ul> <p>3 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ</p> <p>(1)再任用職員以外の職員は、年間0.05月分増額し、年間4.65月分とする。（現行4.6月分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度・手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和7年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.25月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.05月</td> </tr> <tr> <td>令和8年度以降</td> <td>期末手当</td> <td>1.2625月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.2625月</td> </tr> </tbody> </table>			年度	6月期	12月期	令和7年度	1.725月	1.775月	令和8年度以降	1.75月	1.75月	年度・手当	6月期	12月期	令和7年度	期末手当	1.25月	勤勉手当	1.05月	令和8年度以降	期末手当	1.2625月			1.2625月
年度	6月期	12月期																								
令和7年度	1.725月	1.775月																								
令和8年度以降	1.75月	1.75月																								
年度・手当	6月期	12月期																								
令和7年度	期末手当	1.25月																								
	勤勉手当	1.05月																								
令和8年度以降	期末手当	1.2625月																								
		1.2625月																								

		勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月
--	--	------	-----------	-----------

(2)再任用職員は、年間 0.05 月分増額し、年間 2.45 月分とする。 (現行 2.40 月分)

年度・手当		6 月期	12 月期
令和 7 年度	期末手当	0.7 月	0.725 月
	勤勉手当	0.5 月	0.525 月
令和 8 年度以降	期末手当	0.7125 月	0.7125 月
	勤勉手当	0.5125 月	0.5125 月

改正対象は、都城市一般職の職員の給与に関する条例

#### 4 一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額等の改定

(1)一般職の任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	194,500 円	207,400 円	220,000 円	230,000 円	238,200 円



給料月額	206,700 円	219,400 円	232,000 円	242,000 円	249,200 円
------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

改正対象は、都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(2)会計年度任用職員の給料月額、日額及び時間額を次のとおり改定する。また、一定の条件を満たす会計年度任用職員の給与改定は、一般職の職員に準じ令和 7 年 4 月に遡及して適用する。

職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額
一般業務に従事する者	183,500 円以上 308,500 円以下	15,190 円以下	1,166 円以上 1,960 円 以下



一般業務に従事する者	195,800 円以上 316,800 円以下	15,600 円以下	1,244 円以上 2,013 円 以下
------------	----------------------------	------------	-------------------------

改正対象は、都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例

#### 5 通勤手当の見直し及び初任給調整手当の新設

(1)自動車使用者の通勤距離に応じた通勤手当額を増額改定

(2)駐車場等に係る通勤手当を新設

(3)月例給与が最低賃金を下回る場合に、その差額を補填する初任給調整手当を新設

改正対象は次の 2 条例

- ・都城市一般職の職員の給与に関する条例

- ・都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

関係する法令及びその条項	一般職の職員の給与に関する法律
制定改廃を要する関係条例等	
備考	